（薬剤師法施行規則の一部改正）

第五条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調剤の場所） **第十三条**　（略） 一　（略） 二　（略） イ～ニ　（略） ホ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム	（調剤の場所） **第十三条**　（略） 一　（略） 二　（略） イ～ニ　（略） ホ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス） **第一条**　（略） 一～四十　（略） 四十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十七項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練 四十二～五十三　（略）	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス） **第一条**　（略） 一～四十　（略） 四十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練 四十二～五十三　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指導の実施の依頼先） **第二十七条の十**　（略） 一～八　（略） 九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十六項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者、同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者 十　（略）	（指導の実施の依頼先） **第二十七条の十**　（略） 一～八　（略） 九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者、同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者 十　（略）